

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○特定計量器の定期検査の実施

○都市計画の変更(二件)

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
自立支援医療を行う医療機関の指定

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
自立支援医療を行う医療機関の変更

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

選挙管理委員会

○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十三年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十四年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十五年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十六年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十七年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十八年分)

○資金管理団体の届出事項の異動届

○資金管理団体の指定取消し等の届出

ページ

告 示

一 一 (産業立地推進課) (都市計画課)
二 (障害福祉課) (同) (教育庁高校教育課)
三 四
六 六 六
七 七 七
八 八 八

○宮城県告示第六百八十九号
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
平成二十八年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十八年 九月二十九日	南三陸町 志津川	午前十一時から 午後四時まで	南三陸町総合体育館(ベイ サイドアリーナ)
同 九月三十日	南三陸町 歌津	午前九時から 午後二時まで	南三陸町平成の森

○宮城県告示第六百九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁(土木部都市計画課)において公衆の縦覧に供する。

平成二十八年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 仙台市仙塩流域関連公共下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

(1) 汚水

仙台市泉区 松森字城前及び同字堂谷の各一部

(2) 雨水

仙台市泉区 市名坂字西裏、同字善正寺、同字町、七北田字欠下、同字古川、同字古内、同

字赤生津、同字二本柳、同字柳、泉中央一丁目及び泉中央四丁目の各一部

2 廃止する部分

(1) 汚水

なし

(2) 雨水

仙台市宮城野区 岩切字台屋敷及び同字入生沢の各一部

仙台市泉区 七北田字菅間、同字道及び松森字歩坂の各一部

○宮城県告示第六百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十八年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画緑地

2 名称 一号矢本海浜緑地

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

東松島市大曲字下台の一部

2 廃止する部分

東松島市大曲字下台、矢本字下立沼前、同字板取、同字鎌沼、同字三本松、同字沼下、同字弘法及び牛網字海辺の各一部

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十八年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 病院・診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
南三陸病院	本吉郡南三陸町志津川字沼田十四一三	平成二十八年一月一日

二 薬局

あらい脳神経外科クリニック	石巻市蛇田字下中塚二十七一二十七	平成二十八年七月一日
川崎薬局	柴田郡川崎町大字前川北原二十三一	平成二十七年十一月一日
杜のまち調剤薬局	黒川郡大和町杜の丘一十四一	平成二十七年十一月一日
カメイ調剤薬局石巻山下店	石巻市錦町六一四十七	平成二十七年十一月一日
フロントティア薬局矢本本店	東松島市矢本字大留三二一	平成二十七年十一月一日
一般社団法人気仙沼薬剤師会 会宮志津川薬局	本吉郡南三陸町志津川字沼田五六一	平成二十七年十一月一日
アイン薬局吉岡店	黒川郡大和町吉岡南第二土地区画事業地区内九十二街区一―二画地	平成二十七年十一月一日
アイン薬局築館店	栗原市築館字留場桜町二十五一	平成二十七年十一月一日
アイン薬局村田店	柴田郡柴田町大字村田字西六二一三	平成二十七年十一月一日
アイン薬局蔵王店	刈田郡蔵王町大字円田字和田百三十八一	平成二十七年十一月一日
アイン薬局岩沼店	岩沼市中央一―三―十	平成二十七年十一月一日
アイン薬局豊里店	登米市豊里町小口前三十七一三	平成二十七年十一月一日
アイン薬局古川店	大崎市古川穂波三丁目八―五十一	平成二十七年十一月一日
アイン薬局栗駒店	栗原市栗駒岩ヶ崎六日町九十一二	平成二十七年十一月一日

こうめ薬局	柴田郡柴田町西船迫二丁目六一三	平成二十七年十二月一日
なるせ薬局	東松島市小野字新宮前五一	平成二十七年十二月一日
吉岡調剤薬局	黒川郡大和町吉岡字館下四十五一三	平成二十八年一月一日
リフレ薬局城南店	多賀城市城南一十一十九	平成二十八年一月一日
さくら薬局石巻駅前店	石巻市清水町一十一二	平成二十八年二月一日
柴田薬局	柴田郡柴田町槻木下町二一八一	平成二十八年三月一日
クラウド調剤薬局巨理店	巨理郡巨理町五日町十九	平成二十八年三月一日
ツルミヤ薬局	大崎市岩出山字二ノ構百七	平成二十八年四月一日
南方あやめ薬局	登米市南方町西山成前百三十五一	平成二十八年四月一日
情報拠点 薬局きぼう号	牡鹿郡女川町女川浜字大原一四十二F 二十六	平成二十八年四月一日
はまなす薬局	加美郡加美町字北町二番百八十五一	平成二十八年四月一日
古川東町調剤薬局	大崎市古川東町一二十二	平成二十八年四月一日
志波姫調剤薬局	栗原市志波姫新沼崎十二一	平成二十八年五月一日
マルイチ薬局	石巻市山下町一七一二三	平成二十八年五月一日
とよま薬局	登米市登米町日野渡南田二十二	平成二十八年五月一日
かなりあ薬局	石巻市蛇田字下中塚二十七一十	平成二十八年五月一日
マリオン調剤薬局志波姫店	栗原市志波姫堀口十文字一	平成二十八年五月一日
一般社団法人石巻薬剤師 会 会営女川薬局	牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切山五十一一六	平成二十八年六月一日
コストコホールセール富 谷倉庫店薬局	黒川郡富谷町富谷字北沢二十四一六	平成二十八年六月一日
きたかみ調剤薬局	石巻市北上町橋浦字大須百八十二一	平成二十八年七月一日

三 訪問看護事業者等

ミリオンの薬局米山店	登米市米山町西野字西野前二百一	平成二十八年七月一日
なるせ薬局	東松島市牛網新上江戸原二十七二	平成二十八年七月一日
調剤薬局ツルハドラッグ 角田中央店	角田市角田字町二百二十二二	平成二十八年八月一日
けやき薬局石巻店	石巻市恵み野五一十三	平成二十八年八月一日
ほほえみ調剤薬局	大崎市古川小稲葉町三一四十八	平成二十八年八月一日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団健育会 ひまわり訪問看護ステーション	石巻市大街道西三丁目一二十八	平成二十七年十二月一日
医療法人社団健育会 矢本ひまわり訪問看護ステーション	東松島市大曲字堰の内南百四十四一七	平成二十七年十二月一日
医療法人社団健育会 大崎ひまわり訪問看護ステーション	大崎市松山千石字亀田百八十四	平成二十七年十二月一日
松島医療生活協同組合 訪問看護ステーション つしま	宮城県松島町松島字普賢堂一四まつしまの郷	平成二十八年三月一日
公益社団法人宮城県看護協会 大崎訪問看護ステーション	大崎市三本木字善並田百五十六	平成二十八年四月一日
訪問看護ステーション あした 気仙沼ステーション	気仙沼市松崎五駄鱈十三一三末永アパー ト一号楼	平成二十八年五月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十八年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 薬局

変更前	変更後	名称	所在地
スマイル薬局玉浦店	岩沼市押分字新田東百三十八ー一 岩沼市恵み野二ー五ー一		
変更前	変更後	一般社団法人気仙沼薬剤師会 会営志津川薬局	本吉郡南三陸町志津川字沼田十四ー三 本吉郡南三陸町志津川字沼田十四ー二十二
変更前	変更後	今野薬局大代店	多賀城市大代五ー四ー四十八
変更前	変更後	大代ヘルスマーケット薬局	
変更前	変更後	カワチ薬局石巻西店	石巻市蛇田字新大塚二百十五ー一 石巻市恵み野四ー一ー十六

二 訪問看護事業者等

変更前	変更後	名称	所在地
公益社団法人宮城県看護協会 「こた訪問看護ステーション」	遠田郡美里町南小牛田字山の神二百三十五 遠田郡美里町駅東一ー二ー一		

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十八年八月十九日

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種一号） 百七十キロリットル
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書による。
- 3 納入期限 平成二十八年十月六日 午後一時
- 4 納入場所 宮城県石巻市「石巻工業港内」「宮城丸」

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 5 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定時期 二百キロリットル 平成二十八年十月 二月
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合には、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合には、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物品とほぼ同等量を、船舶に数回以上納入した実績を有すること。
三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇―八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁高校教育課調整班（担当 昆 洋一 電話〇二二―二二一―三六二二）

2 入札説明書の交付期限
平成二十八年九月二日午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査
入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年九月二日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等
(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合
入札の期間 平成二十八年九月八日午前九時から平成二十八年九月十五日午後五時まで
(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十八年九月十五日午後五時まで
ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名

称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所
平成二十八年九月十六日午前十一時 高校教育課内（宮城県庁舎十六階）

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者
2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他
1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年三月三十日宮城県規則第四十六号）による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 内国貨物船用品積込承認申告により消費税及び地方消費税が免除となるため、契約金額は、消費税及び地方消費税の額を加えない金額とするので、入札金額は消費税及び地方消費税の額を加えない金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするのの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary
1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS(K 2205-1980) Class 1, No.1) 170 Kiloliters

2 Deadline for Delivery : October 6, 2016
3 Place of Delivery : Miyaginamaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture
4 Deadline for Bid : September 15, 2016 5 : 00 p.m.
5 Contact Person : Youchi Kon, General Affairs Section, Upper Secondary School Education

Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aobaku, Sendai.
Miyagi 980-8423 Japan. TEL.: 022-211-3621

選挙管理委員会

○宮選管告示第百九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十八年八月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
伊藤博章後援会	佐藤 雅博	主たる事務所の所在地	塩竈市玉川三一 九一三六	塩竈市白菊町六 一二四	平成二十八年六月一日
伊藤ひろあきハーバ 戦略会議	伊藤 博章	主たる事務所の所在地	塩竈市玉川三一 九一三六	塩竈市白菊町六 一二四	平成二十八年六月一日
これからも名取の会	今野 義正	主たる事務所の所在地	名取市美田園七 一一一一	名取市増田北谷 二五五	平成二十八年七月十三日
佐々木いそお後援会	相原 繁雄	主たる事務所の所在地	名取市美田園七 一一一一	名取市増田北谷 二五五	平成二十八年七月十三日

○宮選管告示第百十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十八年八月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
伊東広治後援会	伊東 広治	平成二十八年七月二十日
伊藤聡後援会	伊藤 聡	平成二十八年七月十九日
大和忠康後援会	大和 孝一	平成二十八年七月五日

○宮選管告示第百十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年八月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

(資金管理団体)

伊藤聡後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 伊藤 聡

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 28. 7. 19 (28. 7. 19解散)

1 収入総額	1,170,948
本年収入額	1,170,948
2 支出総額	1,170,948
本年収入の内訳	1,170,948
寄附	1,170,948
3 個人分	
支出の内訳	
経常経費	464,253
備品・消耗品費	307,753
事務所費	156,500
政治活動費	706,695
機関紙誌の発行その他の事業費	703,335
宣伝事業費	703,335
調査研究費	3,360
4 寄附の内訳	
(個人分)	
伊藤 聡	343,948
田所 剛	100,000
伊藤 建司	300,000

伊藤匡臣 300,000 千葉県流山市
年間五万円以下のもの 127,000

○宮選挙告示第百十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年八月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）

伊藤聡後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 伊藤 聡

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 28. 7. 19 (28. 7. 19解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選挙告示第百十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年八月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）

伊藤聡後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 伊藤 聡

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 28. 7. 19 (28. 7. 19解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選挙告示第百十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年八月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）

伊藤聡後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 伊藤 聡

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 28. 7. 19 (28. 7. 19解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選挙告示第百十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年八月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）

伊藤聡後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 伊藤 聡

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 28. 7. 19 (28. 7. 19解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

(その他の政治団体)

大和忠康後援会

報告年月日 28. 7. 5 (28. 7. 5解散)

1 収入総額 1,550

前年繰越額 1,550

2 支出総額 0

○宮城県告示第百一十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年八月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(資金管理団体)

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

伊藤聡後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 伊藤 聡

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 28. 7. 19 (28. 7. 19解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

(その他の政治団体)

伊東広治後援会

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号及び第二号

公職の候補者の氏名 伊東 広治

公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員

報告年月日 28. 7. 28 (28. 7. 20解散)

1 収入総額 81,000

本年収入額 81,000

2 支出総額 40,864

3 本年収入の内訳

寄附 81,000

個人分 81,000

4 支出の内訳 40,864

政治活動費 40,864

機関紙誌の発行その他の事業費 40,864

宣伝事業費 40,864

5 寄附の内訳

〔個人分〕 81,000 多賀城市

伊東 広治

大和忠康後援会

報告年月日 28. 7. 5 (28. 7. 5解散)

1 収入総額 1,550

前年繰越額 1,550

2 支出総額 0

○宮城県告示第百一十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十八年八月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称 異動事項 新 旧 異動年月日

伊藤 博章 伊藤ひろあきハ 主たる事務所 塩竈市玉川三一九 塩釜市白菊町六一 平成二十八年六月一日

○宮城県告示第百一十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第一号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

平成二十八年八月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出
をした者の氏名

伊藤 聡 伊藤聡後援会

資金管理団体の名称

平成二十八年七月十九日

取消年月日